

外商投資企業の清算について

(本文内容をご参考に供します)

在華の外商投資企業は、合併、合作、独資の経営期間の満了または経営期間の中途解散などの事由が生じた場合には、一定の法的プロセスに則って清算を行わなければなりません。中国の対外貿易経済合作部（現在は「商務部」に改称）が1996年7月9日に採択した「外商投資企業の清算弁法」は、外商投資企業の清算における主要な法律の根拠であり、これ以外には「中華人民共和国企業法人登録管理条例」、「中華人民共和国公司登録管理条例」等の法規があります。

外商投資企業の清算は、**普通清算**と**特別清算**の二種類に分けられます。

普通清算手続とは、債務超過がなく、清算委員会も外商投資企業自ら組織して清算とする場合（董事会で重大な争いがない場合）を指します。外商投資企業の資産を処分し、債務を返済し、残存財産を分配して法人を消滅させます。かかる場合には、中国許認可当局から監督を受けますが、かなり自主的に清算を遂行することができます。

特別清算手続とは、債務超過はありませんが、様々な揉め事により外商投資企業が清算委員会を自ら組織できなかった、または外商投資企業が法的責任に問われ、閉鎖・解散に命じられた等場合を指します。特別清算を行う際に、外国出資者と中国側の出資者の間に争いが多く存在するようなことを想定できません。当然ながら、中国の許認可当局関与の度合いも大きいと考えられます。清算委員会も中国の許認可当局が組織し、清算方案も当局の確認を得なければなりません。また、普通清算と異なり、債権者集会が組織されます。

本文では外商投資企業の普通清算について、関連法規ならびに外商投資企業の清算実務に基づいて説明します。

一、清算準備

1．債権・債務の処理

会社の締結した対外の各種契約は全面的に徹底して整理し、同時に書面通知書を作成し、清算開始時において契約の期限によって、相手方当事者に契約の終了（期間満了）または解除（満了でない場合）を通知します。

2．労働契約終了または解除

公司及び従業員の締結した労働期間は全面的な検査をしなければならず、労働契約の終了または解除の準備とします。

二、清算の順序

外商投資企業の普通清算についての順序は下記の通りとなります。

1．清算開始の日の確定

(1) 企業の経営期間満了の日

(2) 企業の認可機関によって認可された企業解散の日

(3) 人民法院の判決または仲裁期間の裁決による企業契約の終了の日（合併または合作企業）

2．清算の開始後 7 日以内に、企業は清算及びその関連状況（企業名称、住所、清算の事由、清算開始日等）を審査機関、登録機関、税関、税務、外貨管理部門等の政府部門に通知しなければなりません。

3．清算委員会は清算開始後 15 日以内に成立されなければならず、清算委員会は 3 人以上で組織され、企業の権力機構メンバーから選任または関連の専門人員（弁護士、会計師等）を招聘して担当することができます。また、清算委員会は主任を 1 名設置しなければなりません。

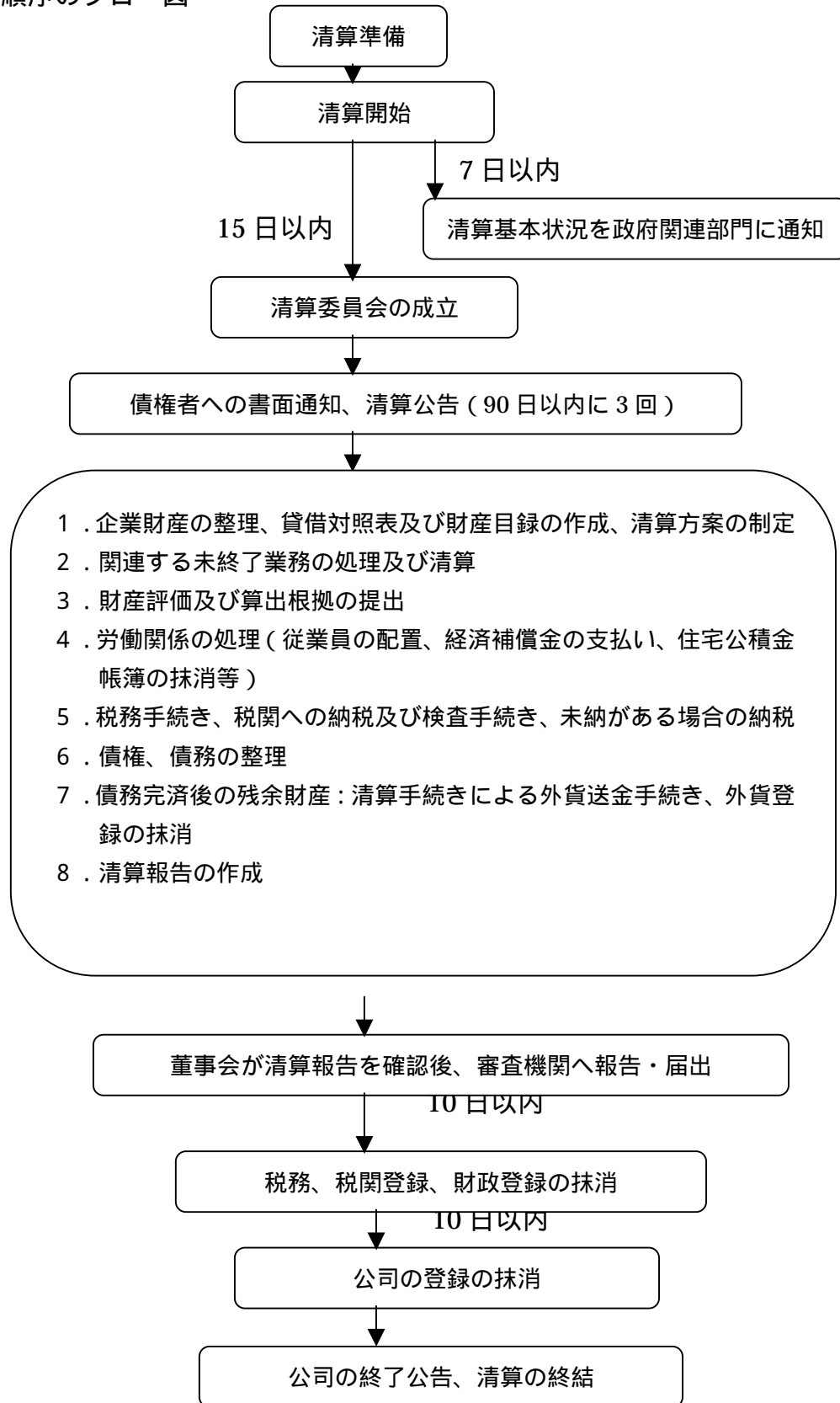
4．清算委員会の成立後には、具体的な清算業務への着手となり、主な内容は下記の通りとなります（フロー図も参照下さい）。

- (1)債権者に債権についての書面通知
- (2)新聞に清算公告の掲載
- (3)企業の財産を整理し、貸借対照表及び財産リストの作成、清算方案の
制定
- (4)未終了業務の処理
- (5)税務手続き、税関への納付及び検査手続きとその未納付分の納税
- (6)債務返済後の残余財産の処理として、清算手続きによる外貨送金手続
き、外貨登録の抹消
- (7)清算報告の作成

このうち、債権者への債権の書面通知及び新聞への清算公告の掲載は、清算委員会成立の日から 10 日以内に行わなければならない、また、公告は 90 日以内に 3 回行わなければならない。

- 5 . 清算委員会は清算業務の完了後、清算報告を作成しなければならず、企業権力機構に報告・確認し、企業の審査機関に報告・届出しなければなりません。清算期間（清算開始の日より審査機関に清算報告を提出する日まで）は 180 日を超えることはできません。
- 6 . 企業の税務登録、税関登録、財政登録の抹消
- 7 . 会計資料等の提出（合併、合作企業は中方が保管し、独資企業は審査機関の指定する単位が保管します。）
- 8 . 公司登録の抹消
- 9 . 社会保険登録の抹消
- 10 . 新聞に企業終結の公告の掲載

三、清算順序のフロー図



以上